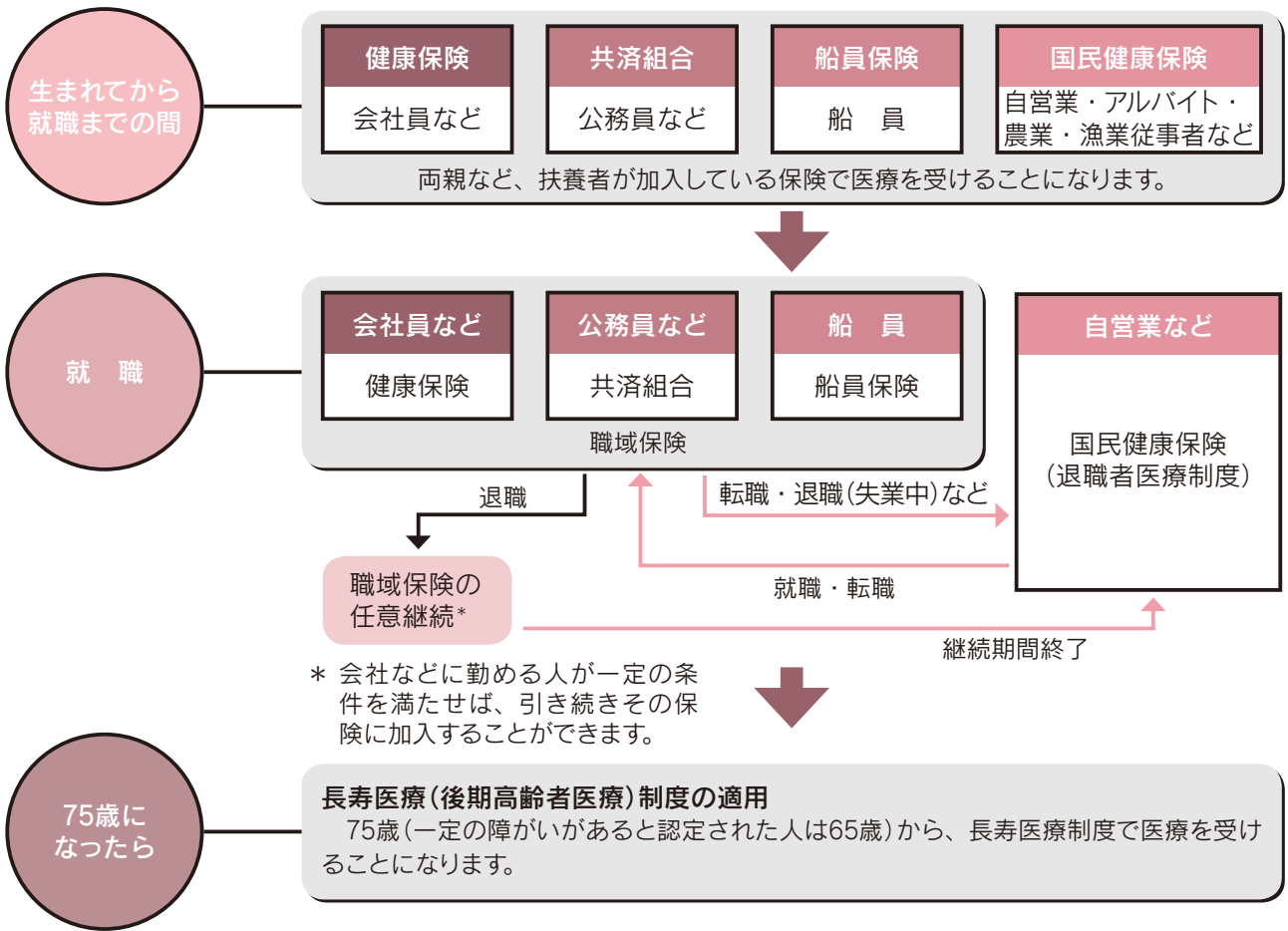


# 11月は国保月間 あなたはどの医療保険に入っていますか？

日本の医療制度では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。もし、転職や退職などで、どの医療保険にも入っていないという人は、すぐに保険年金課または下総・大柴支所市民福祉課の窓口へ届け出をしてください。



こんなときには14日以内に届け出が必要です



## 国民年金の保険料控除証明書 年末調整や確定申告をするときに必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、社会保険庁から11

月上旬に送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

くわしくは千葉国民年金電話センター(☎043-203-5600)または控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117、平日の午前9時~午後5時、3月13日(金)まで)へ。